

岩手県監査委員告示第14号

包括外部監査結果の公表（平成31年岩手県監査委員告示第19号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月5日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 外部監査の種類

平成30年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について

3 監査委員告示

平成31年3月1日付け岩手県監査委員告示第19号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成30年度包括外部監査の結果に関する報告に係る措置について 令和3年2月1日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア アクションプランの取組率について

児童虐待防止アクションプランに掲げる項目に関して、取り組むべきにも関わらず取り組んでいない県関係機関が含まれている項目については、速やかに取組率が100%に達するよう努めていく必要がある。また、取り組んでいない市町村が含まれている項目については、当該市町村に対して県が、取組を促していく必要がある。

イ システム台帳の整備について（いわて子どもの森管理運営費）

基本協定書に規定するシステム台帳が整備されていない。基本協定書に準拠した取扱いがなされるよう、指定管理者に確認する必要がある。

ウ 再委託の承認について（いわて子どもの森管理運営費）

県による再委託の承認は、指定管理業務の適切性を確保するうえで、事前になされるべきものであるから、基本協定書の趣旨に沿って仕様書の文言を改める必要がある。

（2）措置内容

ア アクションプランの取組率について

市町村に対しては、児童相談所が研修開催や市町村要保護児童対策地域協議会への参画、要保護家庭への同行訪問などを通じて支援を行っているほか、令和元年度には取組の促進が特に必要と思われる11市町村を選定して子ども子育て支援課が令和2年2月までにヒアリングを実施し個別に助言等を実施したところであり、引き続き、市町村の取組が促進されるよう、支援していく。

イ システム台帳の整備について（いわて子どもの森管理運営費）

指定管理者において、システム台帳を整備した。

ウ 再委託の承認について（いわて子どもの森管理運営費）

令和2年度業務委託契約書の仕様書において、再委託の事前承認の規定を整備した。